

議案第 8 5 号

公立大学法人公立鳥取環境大学定款等の一部変更について

次のとおり公立大学法人公立鳥取環境大学定款等の一部を変更することについて、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第2項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定によりその例によることとされる同法第252条の2の2第3項の規定により、本議会の議決を求める。

平成30年2月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

（公立大学法人公立鳥取環境大学定款の変更）

第1条 公立大学法人公立鳥取環境大学定款の一部を次のように変更する。

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改める。

変 更 後	変 更 前

(職務及び権限)

第10条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2～5 略

6 監事は、法人の業務を監査する。この場合において、監事は、鳥取県及び鳥取市が協議の上定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

7 略

8 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

9 監事は、法人が次に掲げる書類を鳥取県知事又は鳥取市長に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。

(1) 法の規定による認可、承認及び届出に係る書類並びに報告書その他の総務省令で定める書類

(2) その他鳥取県及び鳥取市が協議の上定める書類

(理事長等への報告義務)

第10条の2 監事は、役員（監事を除く。）が不正の行為をし、

(職務及び権限)

第10条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2～5 略

6 監事は、法人の業務を監査する。

7 略

若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法、他の法令、鳥取県若しくは鳥取市の条例若しくは規則若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事長に報告するとともに、鳥取県知事及び鳥取市長に報告しなければならない。

(役員任期)

第13条 略

2 略

3 監事の任期は、その任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものについての法第34条第1項に規定する財務諸表の承認の日までとする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

4 略

(役員任期)

第13条 略

2 略

3 監事の任期は、2年とする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

4 略

(新生公立鳥取環境大学運営協議会規約の変更)

第2条 新生公立鳥取環境大学運営協議会規約（平成23年鳥取県告示第752号）の一部を次のように変更する。

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改める。

変 更 後	変 更 前
<p>(担任する事務)</p> <p>第4条 協議会は、次に掲げる事務を管理し、及び執行する。</p> <p>(1) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に規定する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 法第14条第1項及び第2項、第17条第1項から第3項まで、<u>第19条の2第2項及び第4項</u>、第22条第1項、第23条第1項、第25条第1項及び第2項第1号、第26条第1項及び<u>第3項</u>、第34条第1項、第36条、第39条、第40条第3項及び第4項、第41条第1項ただし書及び第2項ただし書、第42条の2第1項、第2項、<u>第3項ただし書及び第4項</u>、第44条第1項、第55条、第71条第2項及び第8項、第72条第1項、第77条の3、<u>第79条の2第1項</u>、第79条の3第1項、第2項及び第5項、第79条の4、第121条第1項並びに第122条第1項に規定する権限の行使に関する事務</p> <p>イ 法第6条第4項、<u>第13条第4項後段及び第6項第2号</u>、<u>第19条の2第4項</u>、第22条第2項、第26条第1項及び第2項第7号、第27条第1項、<u>第34条</u>、<u>第40条第6項</u>、第44条第1項、第46条、第56条の2第1号及び第2号並びに第78</p>	<p>(担任する事務)</p> <p>第4条 協議会は、次に掲げる事務を管理し、及び執行する。</p> <p>(1) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に規定する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 法第14条第1項及び第2項、第17条第1項から第3項まで、第22条第1項、第23条第1項、第25条第1項及び第2項第1号、第26条第1項及び<u>第4項</u>、<u>第31条第1項</u>、第34条第1項、第36条、第39条、第40条第3項及び第4項、第41条第1項ただし書及び第2項ただし書、第42条の2第1項、第2項<u>及び第3項ただし書</u>、第44条第1項、第55条、第71条第2項及び第8項、第72条第1項、第77条の3、第79条の3第1項、第2項及び第5項、第79条の4、第121条第1項並びに第122条第1項に規定する権限の行使に関する事務</p> <p>イ 法第6条第4項、第22条第2項、第26条第1項及び第2項第7号、第27条第1項、<u>第28条第1項</u>、<u>第29条第1項</u>、<u>第30条第1項</u>、<u>第34条第1項及び第4項</u>、<u>第40条第7項</u>、第44条第1項並びに第46条に規定する条例又は規則で定め</p>

条の2第2項に規定する条例又は規則で定めるものとされている事項を定めることに関する事務

ウ 法第13条第9項、第13条の2、第14条第5項、第17条第4項、第27条第1項、第34条第1項、第45条、第56条第1項において準用する法第48条第2項、第56条の3第3項、第57条第2項、第78条第3項及び第122条第2項に規定する届出、報告等の受理に関する事務

エ 法第25条第3項、第42条の2第5項、第44条第2項、第78条第4項、第79条の2第2項、第108条第2項及び第112条第2項に規定する評価委員会への意見聴取に関する事務

オ 法第78条の2第5項に規定する評価委員会からの報告の受理に関する事務

カ 略

キ 法第77条の2第2項に規定する大学附属の学校の設置に関する事務

(2)～(4) 略

るものとされている事項を定めることに関する事務

ウ 法第13条第5項、第14条第4項、第17条第4項、第27条第1項、第29条第1項、第34条第1項、第45条、第56条第1項において準用する法第48条第2項、第57条第2項、第78条第3項及び第122条第2項に規定する届出、報告等の受理に関する事務

エ 法第22条第3項、第25条第3項、第26条第3項、第31条第2項、第34条第3項、第40条第5項、第41条第4項、第42条の2第5項及び第6項、第44条第2項、第108条第2項並びに第112条第2項に規定する評価委員会への意見聴取に関する事務

オ 法第28条第4項（法第30条第3項において準用する場合を含む。）に規定する評価委員会からの報告の受理に関する事務

カ 略

キ 法第77条の2に規定する大学附属の学校の設置に関する事務

(2)～(4) 略

2 略

2 略

附 則

- 1 この定款等は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条中新生公立鳥取環境大学運営協議会規約第4条第1項第1号アの改正規定（「第3項まで」の次に「、第19条の2第2項及び第4項」を加える部分に限る。）及び同号イの改正規定（「法第6条第4項」の次に「、第13条第4項後段及び第6項第2号、第19条の2第4項」を加える部分のうち「、第19条の2第4項」を加える部分に限る。）は、平成32年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の公立大学法人公立鳥取環境大学定款第10条第6項、第8項及び第9項並びに第10条の2の規定は、この定款の施行の日前に生じた事項についても適用する。